

(様式第 1 号)

年 月 日

八女市長 殿

申請者 住 所

氏 名 ⑩

[]

専用水道布設工事確認申請書

水道法 32 条の規定により次のとおり関係書類を添えて 専用水道布設工事（新設、増設、改造）の確認を申請いたします。

記

(注) [] 内は記述要領を示す

1 申請者の住所及び氏名（法第 33 条第 2 項第 1 号）

[法人又は組合のときは次のとおり記述のこと]
(1) 事務所所在地
(2) 名 称 (法人又は組合の名称)
(3) 代表者氏名 (職名も記入のこと)

2 水道事務所の所在地（法第 33 条第 2 項第 2 号）

八女市 番地

[事務所に名称があれば記入のこと。また電話番号を記入のこと。]

3 居住に必要な水の供給が行われる地域の記載及び図面（施行規則第 53 条第 2 号）

[]

4 居住に必要な水の供給を受ける者の数（施行規則第 53 条第 1 号）

[]

5 一日最大給水量及び一日平均給水量（法第 33 条第 4 項第 1 号）

[]

6 水源の種別及び取水地点（法第 33 条第 4 項第 2 号）

[]

7 水源の水量の概算及び水質試験の結果（法第 33 条第 4 項第 3 号）

[]

8 水道施設の概要（法第 33 条第 4 項第 4 号）

[]

9 水道施設の位置（標高及び水位を含む）規模及び構造（法第 33 条第 4 項 5 号）

[]

1 0 浄水方法（法第 33 条第 4 項第 6 号）

[]

1 1 工事の着手及び完了の予定年月日（法第 33 条第 4 項第 7 号）

着工 年 月 日予定
完了 年 月 日予定

1 2 水道施設の位置を明らかにする地図（施行規則第 53 条第 3 号）

[]

1 3 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図（施行規則第 53 条第 4 号）

[]

1 4 主要な水道施設（1 6 に掲げる施設を除く）の構造を明らかにする平面図、
立面図、断面図及び構造図（施行規則第 53 条第 5 号）

- (1) 取水場、浄水場、配水場等の一般平面図（原則として 1/500～1/1,000）
- (2) 主要な水道施設の水位高低図（原則として縦は 1/100～1/200、横は任意）
- (3) 主要構造物の一般図（原則として 1/100～1/500）
- (4) 主要構造物の構造詳細図（原則として 1/10～1/100）

[]

1 5 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図（施行規則第 53 条第 6 号）




1 6 その他参考となる事項

(1) 他の水道との関係



(2) 水利権に関する書類



(3) 水道使用料徴収の有無



(4) 消火栓設置の有無

(様式第 2 号)

第 号

住 所

氏 名

()

専用水道布設工事確認通知書

水道法第 32 条の規定に基づき、 年 月 日付で申請のあった
専用水道の布設工事設計について、同法第 5 条の規程による施設基準に適合するもので
あることを確認したので、同法 33 条 5 項の規程により通知します。

年 月 日

八女市長

印

住 所

氏 名

()

専用水道布設工事不適合通知書

水道法第 32 条の規定に基づき、 年 月 日付で申請のあった
専用水道の布設工事設計については、同法第 5 条の規程による施設基準に適合しないの
で、同法 33 条 5 項の規程により通知します。

年 月 日

八女市長

印

(教 示)

この決定に不服があるときは、決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、八女市長に対して審査請求をすることができ、また決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、八女市を被告として（訴訟においては八女市を代表する者は八女市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができます（ただし、決定があつた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求及び訴えの提起をすることができません。）。

(様式第 4 号)

年 月 日

八女市長 殿

届出者 住 所

氏 名 ⑩
電話番号

専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届

水道法第 33 条第 3 項の規定に基づき、 年 月 日付で申請した
専用水道布設工事確認申請書の記載事項の変更について、下記のとおり届け出ます。

記
変更前 変更後

(変更前を左、変更後を右に容易に比較できるように記載すること。)

(様式第 5 号)

年 月 日

八女市長

殿

届出者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

専用水道の休止（又は廃止）届

年 月 日付 第 号で確認を受けた 専用水道に
ついて下記理由により休止（又は廃止）したので届け出ます。

記

- 1 休止又は廃止の理由
- 2 休止又は廃止の年月日
- 3 休止又は廃止後の当該地区の飲料水確保の見込
- 4 添付図（一部休止の場合は給水区域図に着色区分したもの）

(様式第 6 号)

年 月 日

八女市長 殿

届出者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

水道技術管理者設置（又は変更）届

水道法第 19 条に基づき、 年 月 日付 第 号で確認を受けた
専用水道について水道技術管理者を次のとおり設置（又は変更）したので届け出ます。

記

- 1 担当する専用水道名及び計画給水人口
- 2 水道技術管理者の職氏名
- 3 最終学歴及び水道に関する技術上の実務経験年数
- 4 その他の参考書類
 - (1) 履 歴 書 (様式第 6-1 号)
 - (2) 勤務証明書 (様式第 6-2 号)
 - (3) 水道技術管理者としての任命辞令の写

(様式第 6-1 号)

年 月 日現在

履 歴 書

ふりがな	男 女
氏 名	印
S・H・R 年 月 日 (満 才)	

ふりがな (〒) 現住所 (電話)	水道実務経験年数 年 月
------------------------------	-----------------

年 号	年	月	学 歴
年 号	年	月	職 歴

- 記入事項
- (1) 職歴はできるだけ詳しく、特に水道の実務に関する職歴は具体的に書くこと。
 - (2) 学歴は最終学歴のみでもよい。(大学等にあつては、専攻した学部、学科名も書くこと。)
 - (3) 全欄(郵便番号)もれなく記入してください。

(様式第 6-2 号)

勤 務 証 明 書

ふりがな	性 別	生 年 月 日
氏 名	男 女	S・H・R 年 月 日 (満 才)
ふりがな		
(〒)		
現住所	(電話)	

記

上記の者は 年 月 日付で 市 町 村 入所し

年 月現在 局 部 課 所

に勤務し、水道に関する技術上の実務経験年数が 年であることを証明いたします。

年 月 日

代表者職氏名
住 所
電 話 番 号

㊟

【参考】水道技術管理者の資格

規定する法令			対 象 者		水道に関する技術上の実務経験年数						
					上水道 事業・ 用水供 給事業	簡易水道事業		専 用 水 道			
水道法	水道法施行令	水道法 施行規 則				右記以 外	消毒の みで自 然流下	一日最		左記以外	
					大水量 千立法 米超			右記以 外	消毒の みで自 然流下		
第19条 第3項	第6 条第 1項 第1 号	第4条 第1号	—	大学の土木工学科等で衛生工学か水道工学を履修して卒業した者		2年 以上	1年 以上		—	2年 以上	1年 以上
		第4条 第2号	—	大学の土木工学科等で衛生工学又は水道工学を履修せずに卒業した者		3年 以上	1年半 以上	—	3年 以上	1年半 以上	—
		第4条 第3号	—	短期大学、高等専門学校で土木科又は相当する課程を修めて卒業した者		5年 以上	2年半 以上	—	5年 以上	2年半 以上	—
		第4条 第4号	—	高等学校で土木科又は相当する課程を修めて卒業した者		7年 以上	3年半 以上	—	7年 以上	3年半 以上	—
		第4条 第5号	—	水道に関する技術上の実務経験のみを有する者		10年 以上	5年 以上	—	10年 以上	5年 以上	—
	第2 項に よる 読替 を含む	第4条 第6号	第9条 第1号	大学の土木工学科 等 で 衛生工学か水道 工学を専攻した者		1年 以上	—	—	1年 以上	半年 以上	—
				大学の専攻科で衛生工学か水道工学を修めて卒業した後 大学の専攻科で衛生工学か水道工学に関する専攻を修了した者		1年 以上	—	—	1年 以上	半年 以上	—
		大学の土木工学科 等 で 衛生工学又は水 道工学を履修せずに 卒業した後		大学院で1年以上衛生工学か水道工学を専攻した者		2年 以上	—	—	2年 以上	1年 以上	—
		大学の専攻科で衛生工学か水道工学に関する専攻を修了した者		2年 以上	1年 以上	—	2年 以上	1年 以上	—	—	—
	第9条 第2号	—	外国の学校において施行令第3条第1～4号と同等の課程を修了した者		国内と 同様	国内と 同様	—	国内と 同様	国内と 同様	—	
	第6条第1項第 2号 (第2項による読 替を含む)	—	—	大学で土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学及び相当する学科を卒業した者		4年 以上	2年 以上	—	4年 以上	2年 以上	—
		—	—	短期大学、高等専門学校で土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学及び相当する学科を卒業した者		6年 以上	3年 以上	—	6年 以上	3年 以上	—
		—	—	高等学校で土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学及び相当する学科を卒業した者		8年 以上	4年 以上	—	8年 以上	4年 以上	—
	第6条1項3号 (第2項による読 替を含む)	—	—	水道に関する技術上の実務経験のみを有する者		10年 以上	5年 以上	—	10年 以上	5年 以上	—
	第6条第1項 第4号 (第2項による読 替を含む)	第14条 第1号	大学で工学、理学、農学、医学、薬学及び相当する学科以外の学科を卒業した者		5年 以上	2年半 以上	—	5年 以上	2年半 以上	—	
短期大学、高等専門学校で工学、理学、農学、医学、薬学及び相当する学科以外の学科を卒業した者			7年 以上	3年半 以上	—	7年 以上	3年半 以上	—			
高等学校で工学、理学、農学、医学、薬学及び相当する学科以外の学科を卒業した者			9年 以上	4年半 以上	—	9年 以上	4年半 以上	—			
第14条 第2号		外国の学校において施行令第5条第1項2号と同様の課程を修了した者		国内と 同様	国内と 同様	—	国内と 同様	国内と 同様	—		
第14条		厚生労働大臣が認定する講習を修了した者		要件に	要件に	—	要件に	要件に	—		

		第3号		ない	ない		ない	ない	
第25条 第1項	-	-	法第19条第3項は適用されない	-	-	要件に ない	-	-	-
第34条 第2項	-	-	法第19条第3項は適用されない	-	-	-	-	-	要件に ない

なお、旧制の学校等については下記のとおり読替がなされる

旧大学令による大学の土木工学科等を卒業した者＝大学の土木工学科等で衛生工学か水道工学を履修して卒業した者

旧大学令による大学＝大学

旧専門学校令による専門学校＝短期大学、高等専門学校

旧制中学＝高等学校

(様式第 7 号)

年 月 日

八女市長

殿

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

[]

専用水道給水開始届

水道法第 13 条に基づき、
添付のうえ届け出ます。

専用水道の給水を開始いたしたいので別紙関係書類

添 付 書 類

1. 水道の名称
2. 確認年月日及び番号
3. 給水開始予定年月日
4. 給水人口 (計画及び現在)
5. 計画一日最大給水量 (計画及び現在)
6. 水質検査結果書 (施行規則第 10 条)
 - (1) 原水水質試験 (検査) 結果書
 - (2) 浄水水質試験 (検査) 結果書
7. 施設検査成績書 (施行規則第 11 条) (様式第 7-1 号)
8. 一般平面図 (重要施設を記入すること)

行政区域	——	黄色
計画給水区域	——	青色
主要施設 既設	——	黒色
拡張	——	赤色

採水場所を明示すること

(注 意)

- 1 水質検査結果書は、水道法第 13 条及び同法施行規則第 10 条に基づいて検査したものであること。
- 2 施設検査成績書は、水道法第 13 条及び同法施行規則第 11 条に基づいて検査したものであること。

(様式 7-1 号)

施 設 検 査 成 績 書

- 1 検 査 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
- 2 検 査 職 員 氏 名
- 3 検 査 の 基 準 水道法第 1 3 条第 1 項及び同法施行規則第 1 1 条による。
- 4 検 査 の 方 法 計画一日最大給水量 m³における各施設能力の判定
- 5 検 査 の 成 績 次表のとおり

種 別	名 称	内 容	検 査 の 成 績	検 査 の 年 月 日

上記のとおり施設検査を実施した結果、設計書のとおり竣工され、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染、並びに漏水については、異常を認めないことを証明する。

年 月 日

水道技術管理者

Ⓜ

(様式第 8 号)

年 月 日

八女市長 殿

届出者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

()

専用水道管理業務委託届

水道法第 24 条の 3 第 2 項前段の規定に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を委託しましたので関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 水道管理業務受託者の住所及び氏名
- 3 受託水道業務技術管理者の氏名
- 4 受託した業務の範囲
- 5 契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 委託契約書の写し

(様式第 9 号)

年 月 日

八女市長 殿

届出者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

()

専用水道業管理務委託契約失効届

水道法第 24 条の 3 第 2 項後段の規定に基づき、水道の管理に関する技術上の業務の委託に係る契約が失効しましたので下記のとおり届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 水道管理業務受託者の住所及び氏名
- 3 受託水道業務技術管理者の氏名
- 4 受託していた業務の範囲
- 5 契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 当該契約が効力を失った理由

(様式第 10 号)

年 月 日

八女市長

殿

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

()

専用水道業管理務委託契変更届

専用水道管理業務委託届に記載した事項を変更しましたので下記のとおり届け出ます。

記

1 専用水道の名称

2 変更の事項

3 変更内容

(変更前)

(変更後)

4 変更年月日

5 変更の理由

(様式第 11 号)

簡易専用水道設置届

八女市長 殿

年 月 日

設置者 住 所

氏 名

㊞

T E L

簡易専用水道の設置について、次のとおり届け出ます。

1. 施設の名称

2. 設置場所

3. 設置年月日 年 月 日

4. 管理者氏名

同上住所

(TEL)

5. 施設の概要

A 受水槽有効容量 m^3

B 高架水槽の有無 有 ・ 無

C 高架水槽有効容量 m^3

6. 建築物種別

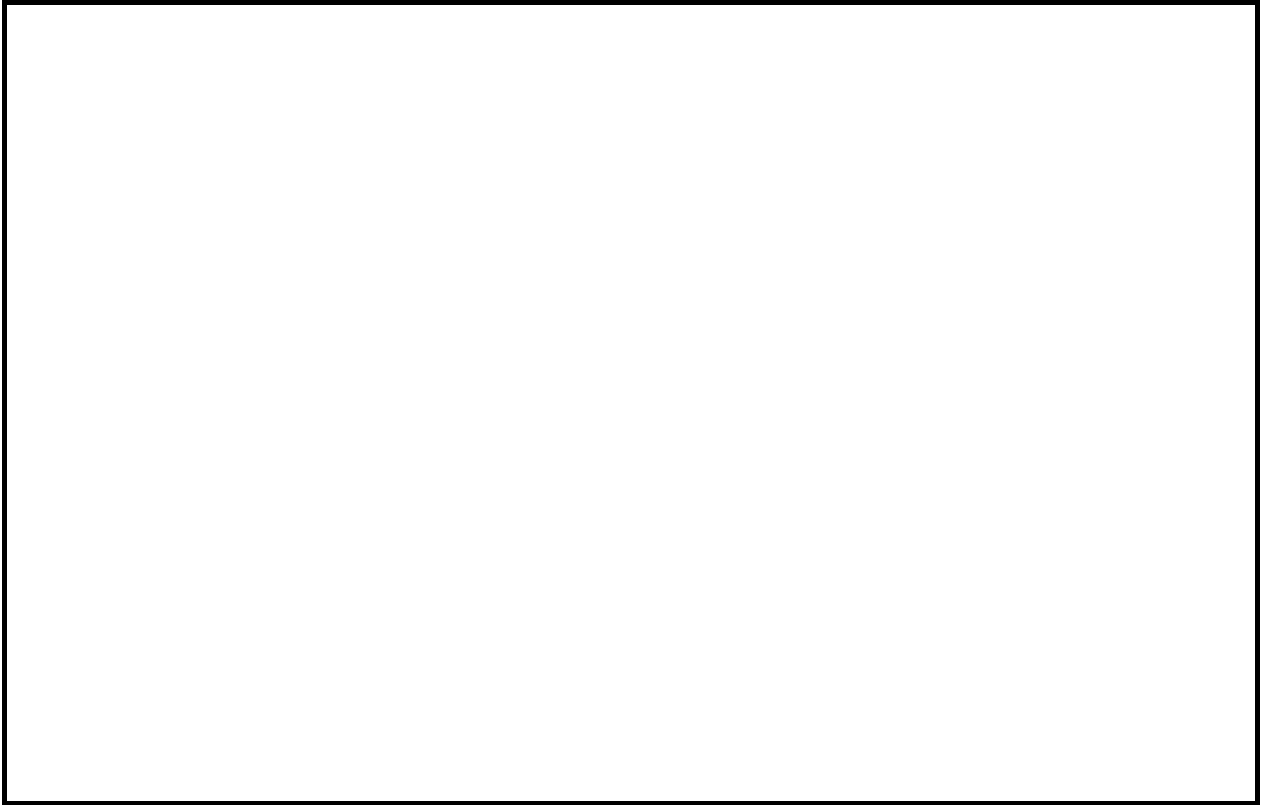
(例、共同住宅、商業ビル、事務所、学校等を記入のこと。)

7. ビル管理法の適用の有無 有 ・ 無

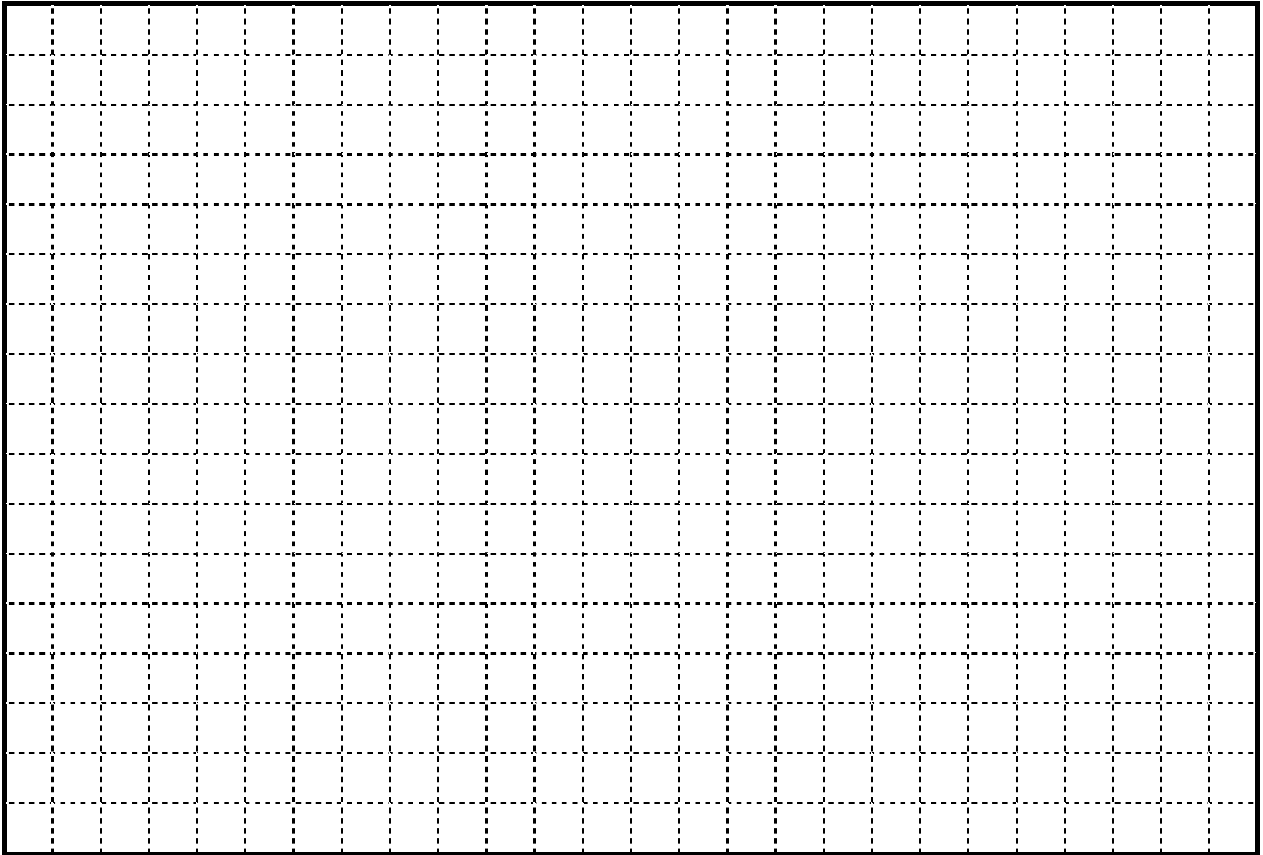
※施設の概略図及び設置場所の見取図を裏面に記入すること

(裏面)

施設の概略図



設置場所の見取図



(様式第 12 号)

簡易専用水道変更届

八女市長 殿

年 月 日

設置者 住 所
氏 名 ④
T E L

簡易専用水道設置届出書の記載事項の変更について、次のとおり届け出ます。

1. 施設の名称

2. 設置場所

3. 変更事項 (該当するものを○で囲むこと。)

設置者住所氏名、施設の名称、管理者住所氏名、受水槽有効容量、
その他 ()

4. 変更内容

(変更前)

(変更後)

5. 変更年月日

年 月 日

6. 変更の理由

(様式第 13 号)

簡易専用水道廃止届

八女市長 殿

年 月 日

設置者 住 所
氏 名
T E L

㊞

簡易専用水道を廃止したので、次のとおり届け出ます。

1. 施設の名称

2. 設置場所

3. 廃止年月日

年 月 日

4. 廃止の理由

(様式第 14 号)

簡易専用水道給水緊急停止報告書

八女市長 殿

年 月 日

設置者 住 所
氏 名
T E L

㊞

簡易専用水道の給水を緊急停止したので、次のとおり報告します。

1. 施設の名称

2. 設置場所

3. 停止期間

4. 停止の理由